

## 住民の意思を無視して愛媛県伊方町議会、同町長、愛媛県議会及び同県知事が伊方原発3号機再稼働に同意したことに対し強く抗議する声明

1 2015年10月6日に四国電力伊方原発が立地する愛媛県伊方町議会は、伊方原発3号機の再稼働を求める陳情を賛成多数で採択し、同月9日には愛媛県議会が同様の採択をした。その後、同月22日には山下伊方町長も再稼働への同意を表明し、中村愛媛県知事も、安倍首相が原子力防災会議で「万一事故があった場合は政府として責任を持って対処する」と発言したことを受けて、「(政府が)責任を負う覚悟を表明した」などとして、地元自治体の責任の所在を曖昧にしたまま、同月26日に同意した。

伊方原発3号機については、すでに同年7月15日に原子力規制委員会は新規規制基準に基づく審査書を正式に決定しており、県知事などの同意により地元同意が得られたとして、来年にも再稼働することが目論まれている。

自由法曹団は、原発政策からの早期撤退を求める立場から、住民の暮らしや安全を確保すべき立地自治体が福島第一原発の事故による凄惨な現実を顧みず住民の安全よりも経済政策を優先して伊方原発再稼働を推進する姿勢に強く抗議をする。

2 自由法曹団は、2015年5月22日及び同年7月16日にそれぞれ「伊方原発3号機の再稼働の動きに反対する声明」を発表し、伊方原発の抱える様々な問題点を指摘した。すなわち、同原発の直近には、巨大活断層である中央構造線断層帯が存在し、また、南海トラフでの大地震発生の危険性もあり、加えて、東西に細長く険しい佐田岬半島に立地していることにより、事故時の住民避難や収束要員の支援が適切にできるかという重大な問題が存在するのである。

新規規制基準は安全性を確保する基準ではない。本年7月13日に大分南部を震源とする地震が発生して震度5強を観測し、伊方原発がある愛媛県伊方町でも震度4を記録したばかりである。同原発を推進しようとする関係者らは、自

然の脅威に対して謙虚になるべきである。

- 3 また、再稼働に必要な地元同意の範囲を定めた規定はなく、国はそれぞれの地域に判断を委ねている。しかし、万が一原発事故が起きた時の被害は30キロ圏内にとどまらないことは福島第一原発事故が証明するとおりである。30キロ圏内に限ったとしても、伊方原発の30キロ圏内には愛媛県内7市町及び山口県関市が含まれる。原発事故のリスクは、立地自治体だけではなく周辺自治体も全く同じである。そうであれば、再稼働に必要な地元同意の範囲を立地自治体に限定する必然性はなく、広く周辺自治体の同意も必要とすべきであり、どんなに少なくとも、30キロ圏内の自治体の同意は必要というべきである。

- 4 14年5月21日の福井地方裁判所判決が示すとおり、福島第一原発事故は、我が国始まって以来最大の公害、環境汚染である。そして、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなるこそが国富の喪失である。伊方原発の再稼働は、原発に依存しない社会を築いていこうとする多くの住民の意思を無視するばかりか、住民生活の安全をないがしろにするものである。

自由法曹団は、原発事故の被害を二度と繰り返させず、将来世代に禍根を残さないために、原発政策からの早期撤退こそが我が国の取るべきエネルギー政策の姿であると考えます。原発ゼロの社会を実現するためにも、それに逆行する伊方原発3号機の再稼働に同意をした伊方町長、伊方町議会、愛媛県知事及び愛媛県議会に対し、強く抗議の意を表明する。

2015年10月26日

自由法曹団 団長 荒井 新 二